

( 関 連 資 料 )



## 子ども手当に関するこれまでの経緯

### 平成22年度子ども手当支給法関係

- H21.12.23 4大臣合意
- H22.1.29 平成22年度子ども手当支給法案閣議決定
- H22.3.26 平成22年度子ども手当支給法成立  
(H22.4.1施行)

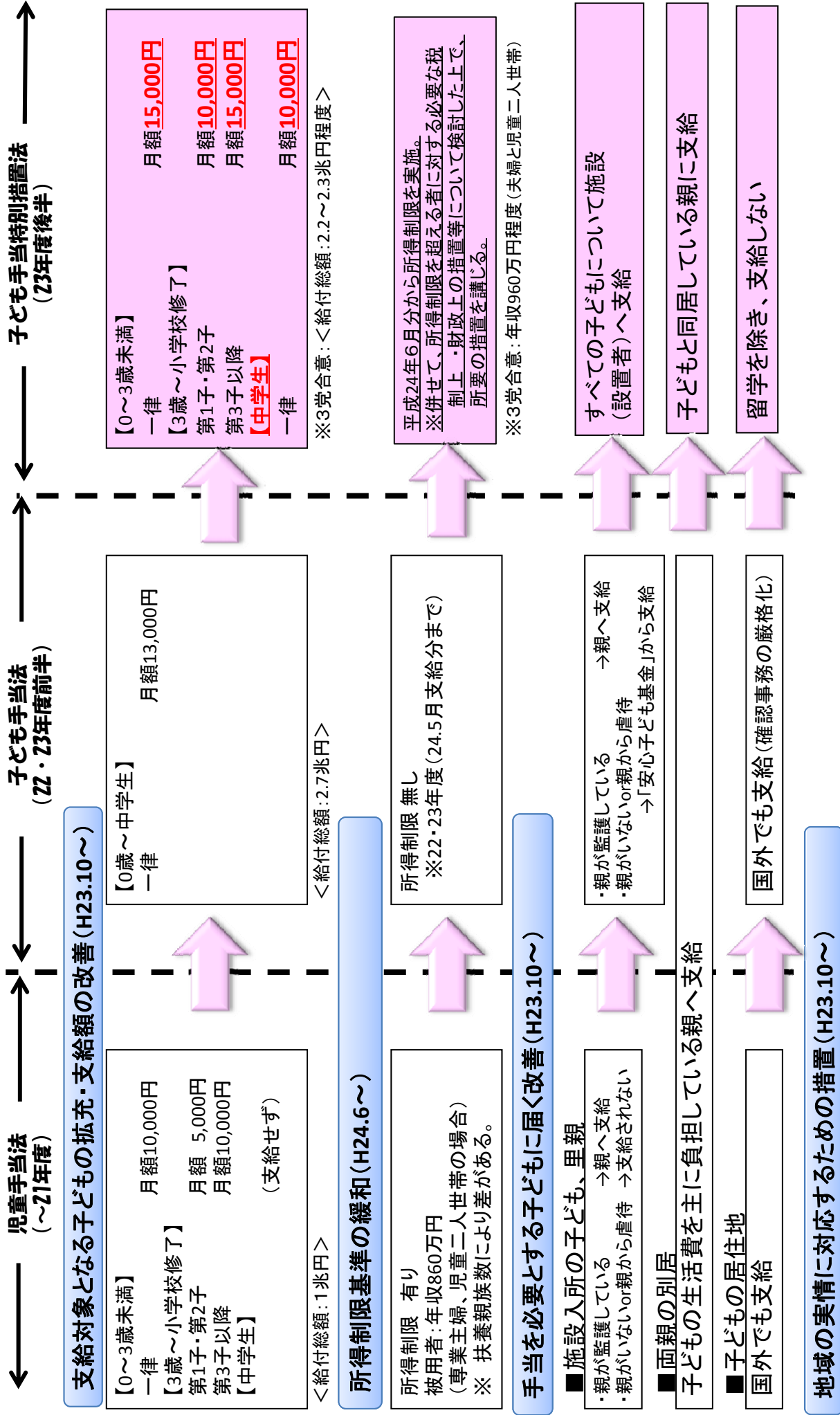
### 平成23年度子ども手当支給法関係

- H22.12.20 5大臣合意
- H23.1.28 平成23年度子ども手当法案閣議決定
- H23.3.22 子ども手当を6か月延長する法案(つなぎ法案)提出(議員立法)
- H23.3.31 平成23年度法案を撤回
- H23.3.31 つなぎ法成立(H23.4.1施行)

### つなぎ後の子どもに対する手当制度の検討関係

- H23.5.2 平成23年度第1次補正予算成立
- H23.8.4 「子どもに対する手当制度のあり方について」3党幹事長・政調会長合意
- H23.8.12 「国と地方の協議の場」開催
- H23.8.17 平成23年度子ども手当支給特別措置法案閣議決定・国会提出
- H23.8.26 特別措置法成立(H23.10.1施行)
- H23.11.29 「国と地方の協議の場」開催
- H23.12.15 「国と地方の協議の場」開催
- H23.12.20 「国と地方の協議の場」開催
- H23.12.20 4大臣合意

# 児童手当（～21年度）・子ども手当（22・23年度前半）・子ども手当（23年度後半）の比較



● 地域独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策を実施するための交付金を新設。  
● 保育料や学校給食費などへ充当可能とする(学校給食費等は本人の同意が必要)。

## 子どもに対する手当の制度のあり方について

### 1 実施時期

手当のあり方の見直しは、平成23年度10月（平成24年2月支給分）から実施する（所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成24年度（6月分）から実施する。）。

2 所要額 2. 2～2. 3兆円程度

### 3 具体的な支給額

(1) 一般世帯（非所得制限世帯）

0～3歳（一律） 15,000円（児童手当1万円）

3～12歳（第1子、第2子） 10,000円（児童手当5千円）

（第3子以降） 15,000円（児童手当1万円）

中学生（一律） 10,000円（児童手当なし）

(2) 所得制限世帯

所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じるものとする。

### 4 所得制限

所得制限の基準を、年収960万円程度（夫婦と児童二人世帯）とする。

### 5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

### 6 法制上の措置

平成24年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※ 地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年8月4日

民主 党 幹事長

政策調査会長

自由 民主 党 幹事長

政務調査会長

公 明 党 幹事長

政務調査会長

(別添)

## 半年間の特別措置法案の骨子

### 1. 題名

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

### 2. 趣旨

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

### 3. 支給期間

・平成23年10月分から平成24年3月分まで

### 4. 支給額・費用負担

- ・3歳未満、3歳～小学生（第3子以降）：1万5千円
- ・3歳～小学生（第1子・第2子）、中学生：1万円
- ・児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全額国庫負担

## 5. その他

- ・平成23年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定  
※子ども国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同居優先、施設入所の子どもの保育料の徴収等、市町村の自由度の高  
支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高  
い交付金の交付

## 6. 施行時期・改正附則

- 施行日：平成23年10月1日
- ・平成24年度以降の子どものための現金給付については、この法律の手当額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得る努めるものとする。  
※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。
  - ・その際、所得制限については、平成24年6月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。

## 平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて

- 平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上するとともに、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。附則第2条第1項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。)
  - (1) 3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成24年6月から適用する。
  - (3) 所得制限未満の被用者に対する3歳未満の子どものに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
  - (4) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (5) 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(1)及び(3)において「年少扶養控除の廃止等」という。)による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨及び平成22年12月20日付け5大臣合意において「子ども手当及びこれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方」を幅広く検討するとされている趣旨を踏まえ、1. (3)に掲げる費用負担による子どものための手当の負担として充てる(24年度:1,087億円)ことに加え、次のとおり国と地方の負担調整等を行う。
    - 平成24年度度の取扱い
      - 平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金(所要額:1,353億円)について、子ども手当から子どもための手当への制度改正に伴い、整理する。
      - 平成24年度税制改正における環境性能に優れた自動車取得に際しての自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金(所要額:500億円)の措置を国費から地方財政の増収分に振り替える。
      - 地方の自由度の拡大に併せ、以下の国庫補助負担金の一般財源化等を実施する。(1,841億円)
        - 子育て支援交付金(次世代育成支援対策推進事業の一部、地方独自の子育て支援推進事業及び子育て支援環境整備事業に限る。)(93億円)
        - 地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助。平成24年度からは、地方財政の増収分に対応する。)(124億円)
        - 子ども手当事務取扱交付金(98億円)
        - 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)
    - これらの措置による地方の事業の内容については、地方の裁量を尊重するため、国は、法令上の基準を新たに設けないこととする。
  - 平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用する。(269億円)

(2) 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

(3) 平成25年度以降の取扱い

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方財政の追加増収分及び2. (1)④の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

(4) 子ども子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。

3. 国民健康保険制度に関して、以下の措置を講ずることとし、国民健康保険法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。また、「社会保障・税一体改革案」に盛り込まれている市町村国保の財政基盤の強化については、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充に充てることとし、そのための必要財源(～2,200億円程度)については、社会保障・税一体改革案を具体化の中で、措置する。なお、高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。

(1) 平成22年度から平成25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業)及び保険財政共同安定化事業)を恒久化する(平成27年度)。また、恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する。なお、財政安定化支援事業については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県単位の支援事業については、社会の見直しを行う。

(2) 都道府県単位の共同事業については、事業対象を全ての医療費に拡大する(平成27年度)。なお、共同事業の拠出割合は、現在と同じ、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聴いて変更可能とする。

(3) 財政運営の都道府県単位の円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。これに伴い、国の定率負担は給付費等の32%とする(平成24年度)。

4. 「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(平成23年9月20日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、2. に掲げる平成24年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成23年12月20日

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。

民主党政策調査会長

## 児童手当法の一部を改正する法律案の概要（未定稿）

### 概要

#### (1)「子どものための手当」の支給額

- ①所得制限額未満である者
- |                     |         |              |
|---------------------|---------|--------------|
| 3歳未満                | 月額1万5千円 | ②所得制限額以上である者 |
| 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) | 月額1万円   |              |
| 3歳以上小学校修了前(第3子以降)   | 月額1万5千円 |              |
| 中学生                 | 月額1万円   |              |

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

#### (2)費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7／15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

#### (3)その他 ※ 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定

- ①子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ③未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給  
(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)
- ⑤保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

### 施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)



# 平成24年度の子どものための手当について

[給付総額] 2兆2,857億円 (内訳) 国負担分 : 1兆3,283億円  
 地方負担分 : 7,831億円  
 事業主負担分 : 1,742億円

※ 数字は公務員分を含めた数字  
 ※ 24年2月・3月分は現行の特別措置法に基づく費用を計上  
 ※ 24年4月分から25年1月分は平成23年12月20日の4大臣合意に基づき計上

【H24概算要求ベース】 2兆2,232億円  
 国負担分 : 1兆5,099億円  
 地方負担分 : 5,391億円  
 事業主負担分 : 1,742億円

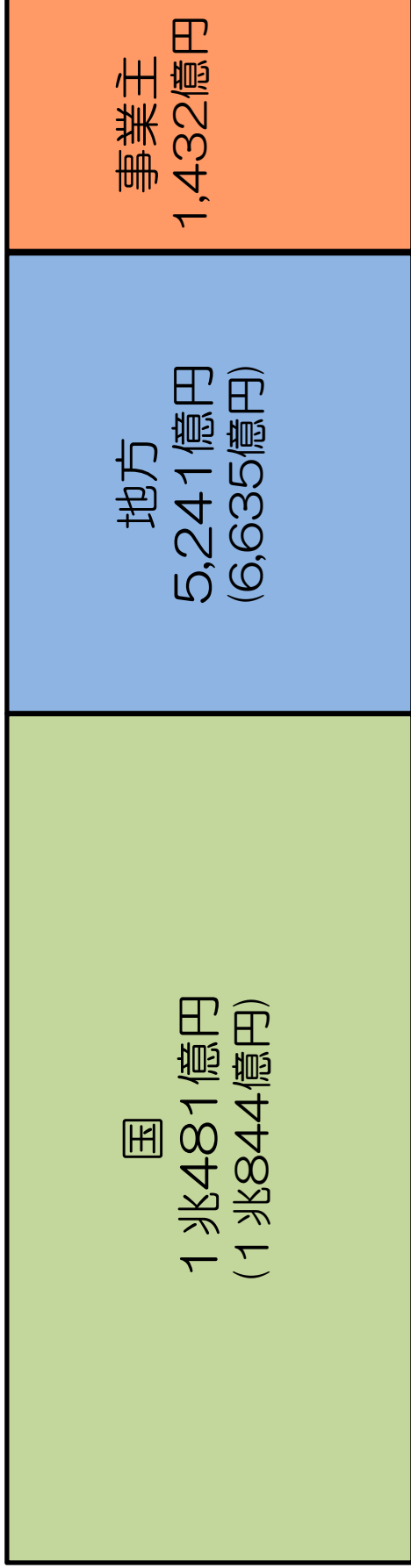
※数字は公務員分、特別交付金を含めた数字。

[その他]

- 「子ども手当事務費交付金」については、24年度より一般財源化（年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応）
- 市町村のシステム改修経費については、安心子ども基金を活用（23年度第4次補正予算案で所要額を確保）

給付費計 2兆730億円(2兆2,857億円)

10か月分  
 (24年4月  
 ~  
 25年1月)



2か月分  
 (24年2月  
 ~  
 24年3月)

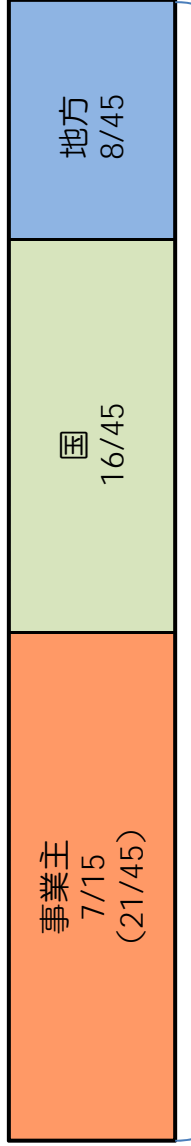


※数字は、公務員分を含めないもの。  
 なお、( )内の数字は、公務員分（国家公務員：441億円、地方公務員：1,686億円）を含めた金額。

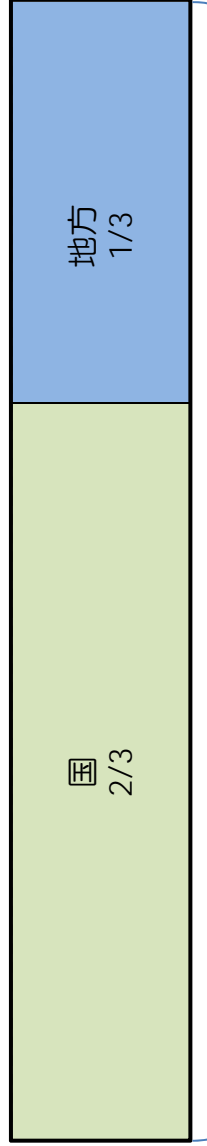
# 子どものための手当の費用負担について（予定）

【0歳～3歳未満】

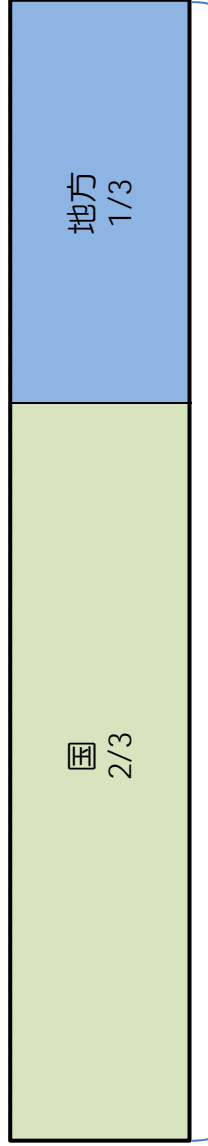
（被用者）



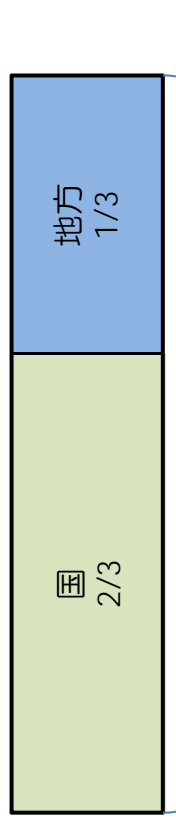
（非被用者）



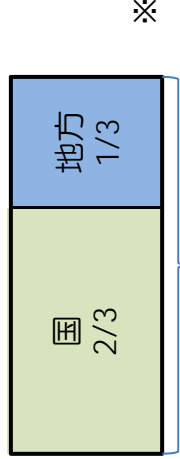
【3歳～小学校終了前】



【中学生】



【所得制限超】



※所得制限は平成24年6月分より適用

## 子どもための金銭の給付交付金（仮称）に係る国庫負担額の算定について（予定）

市町村における子どもための手当の支給月額及び給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合は、下表のとおりであり、国庫負担金は次により算定することを予定。

国庫負担額（平成24年度においては、平成24年4月分～平成25年1月分の10か月分）

= 各々の支払対象の子ども数×各々の支給月額×支払月数×各々の費用負担の割合

・平成24年6月期支払となる平成24年2・3月分については、平成23年度子ども手当特別措置法に基づく交付金における

費用負担の割合により「子ども手当交付金」を交付。

・所得制限は、平成24年6月分から適用。

支給対象児童		支給月額	国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	15,000円	37/45	4/45	4/45
	非被用者	15,000円	4/6	1/6	1/6
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	15,000円	4/6	1/6	1/6
中学生		10,000円	4/6	1/6	1/6
所得制限超世帯		5,000円	4/6	1/6	1/6

※0歳～3歳未満の被用者に係る国の負担部分については、事業主負担分7/15（21/45）が含まれる。

※上記には、地方公務員は含まれていない。

## 地方増収分（使途未定分）の取扱いについて

1. 平成24年度における取扱い
  - ① 現金給付の地方負担 1,087億円  
 国：地方＝2：1（恒久化）  
 ※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提
  - ② 子ども手当特例交付金 1,353億円  
 平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い整理する。
  - ③ 減収補填特例交付金 500億円  
 平成24年度税制改正に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための地方特例交付金の措置を国費から地方の増収分に振り替える。
  - ④ 地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841億円
    - ・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93億円）
    - ・地域子育て創生事業（124億円）
    - ・子ども手当事務取扱交付金（98億円）
    - ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）  
 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の2%分）。
  - ⑤ 平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

2. 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

### 3. 平成25年度以降の対応

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方増収（追加増収分：675億円）及び1.⑤の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することし、その具体的内容は今後検討する。

## 子育て関係事業の一般財源化等について

年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分について

- ① 子どものための手当の国と地方の負担を2:1とする(1,087億円)
- ② 子ども手当特例交付金を整理する(1,353億円)

とともに、下記の事業について、地方の自由度の拡大にあわせて一般財源化等を実施することとしたものである。

### 平成23年度予算

- 子育て支援交付金(500億円)
  - ① 次世代育成支援対策推進事業(12事業)
    - 【特定事業】(6事業)
      - ・乳児家庭全戸訪問事業
      - ・地域子育て支援拠点事業のほか4事業
    - 【その他の事業】(6事業)
      - ・次世代育成支援人材養成事業
      - ・子育て支援ネットワーク事業
      - ・子どもの事故予防強化事業
      - ・へき地保育所費
      - ・家庭支援推進保育
      - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ② 地方独自の子育て支援推進事業

- ③ 子育て支援環境整備事業(4事業)
  - ・民間児童館活動事業
  - ・児童福祉施設併設型民間児童館事業
  - ・地域子育て環境づくり支援事業
  - ・地域組織活動育成事業

### ④ 待機児童解消「先取り」プロジェクト事業 (運営費支援)

### 平成24年度予算案

- 一般財源化された事業(93億円)
  - ① 次世代育成支援対策推進事業
    - 【その他の事業】のうち3事業
      - ・次世代育成支援人材養成事業
      - ・子育て支援ネットワーク事業
      - ・子どもの事故予防強化事業
  - ② 地方独自の子育て支援推進事業
  - ③ 子育て支援環境整備事業(4事業)
    - ・民間児童館活動事業
    - ・児童福祉施設併設型民間児童館事業
    - ・地域子育て環境づくり支援事業
    - ・地域組織活動育成事業

### ○ 子育て支援交付金(307億円)

- ① 次世代育成支援対策推進事業(9事業)
  - 【特定事業】(6事業)
  - 【その他の事業】(3事業)

### ○ 安心こども基金に組替え(124億円)(注)

- ① 保育サービス等の充実  
待機児童解消「先取り」プロジェクト事業  
(運営費支援)

※ 上記アンダーラインの事業が一般財源化された事業。

※ (注) 待機児童解消「先取り」プロジェクト事業(運営費支援)については、平成23年度第4次補正予算案で安心こども基金に組み替え、従来から実施している施設整備費支援と併せて実施。

## 平成23年度予算

### ○子ども手当事務取扱交付金(98億円)

※ 「子ども手当事務費交付金」については、従前の児童手当分に係る事務費が既に一般財源化されていること、来年度以降の手当制度が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化することから、交付事務の簡素化の観点も踏まえ、一般財源化を実施。

### 一般財源化(98億円)

## 平成24年度予算案

## 平成23年度第4次補正予算案

### ○安心こども基金

- ①保育サービス等の充実
- ②すべての子ども・家庭への支援  
・地域子育て創生事業
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充
- ④社会的養護の拡充
- ⑤児童虐待防止対策の強化
- ⑥その他事業

### ○一般財源化された事業(124億円)

- ①すべての子ども・家庭への支援  
・地域子育て創生事業

### ○安心こども基金の積み増し・延長(1,234億円)

- ①保育サービス等の充実(注)  
待機児童解消「先取り」プロジェクト事業(運営費支援)  
(子育て支援交付金より組替え(124億円))
- ②すべての子ども・家庭への支援  
・子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等は、引き続き実施
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充
- ④社会的養護の拡充
- ⑤児童虐待防止対策の強化
- ⑥その他事業

※ アンダーラインの事業が一般財源化された事業。

(「地域子育て創生事業」は、平成24年度から一般財源化。子育て支援策に係る電算システムへの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等については引き続き「安心こども基金」で実施。)

※ (注)については、1枚目と同様。

# 安心こども基金の積み増し・延長(平成23年度第4次補正予算案の概要)

○安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する。

積み増し額： 1,234億円 (文科省分(36億円)を含めた合計は、1,270億円)

実施期限： 平成24年度末まで延長(※)

※ 保育所の整備事業等については、24年度中に工事に着手し、25年度に完了等が見込まれる場合は助成対象とする。

## (事業内容)

### ○保育サービス等の充実

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施(「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化(※)等による、年間約5万人の受入児童数増など)。

〔※「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化【124億円】

- ・従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営費支援について「安心こども基金」で実施する。
- ・対象を待機児童のいるすべての自治体に拡大し、グループ型小規模保育事業での緊急時での安全対策を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備経費等について、新たに財政支援を行う。
- ・「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

### ○すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助)は、平成23年度末で終了(年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分に対応)。子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援などを実施。

### ○ひとり親家庭への支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援などを実施。

### ○社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援などを実施。

### ○児童虐待防止対策の強化

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施。

# 待機児童の解消について

## 【保育所待機児童の概要】

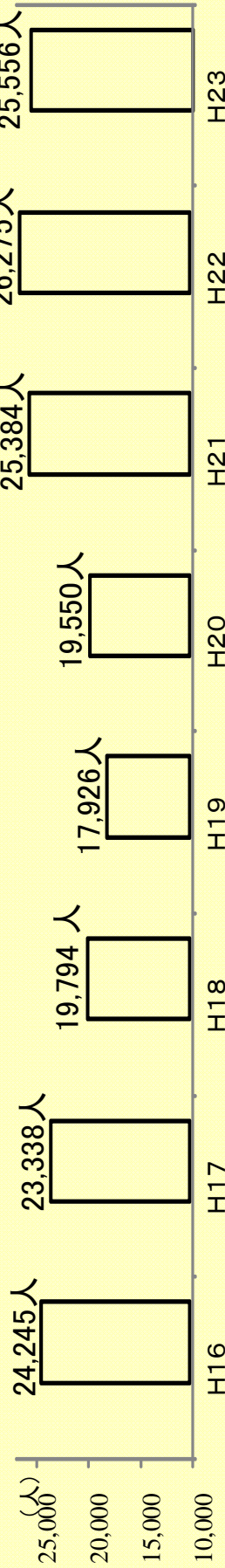
○ 平成23年4月1日現在の待機児童数は2万5,556人。

(注) 東日本大震災の影響により調査を実施できなかった岩手県、宮城県及び福島県内の8市町を除いた数。

○ 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づき、保育所定員の大幅な増加を図ったことから、4年ぶりに減少。(前年比△719人) ※平成23年4月1日の定員は前年比46,503人増加、利用児童は前年比42,837人増加。

○ しかし、依然として多くの子どもの受入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題。

## 【参考】待機児童数の推移



## 【待機児童数の多い自治体】(待機児童数100人以上)

自治体名	待機児童数	自治体名	待機児童数	自治体名	待機児童数
1 愛知県 名古屋市	1,275	33 東京都 三鷹市	197	49 東京都 渋谷区	128
2 神奈川県 横浜市	971	34 東京都 西東京市	194	50 北海道 旭川市	128
3 北海道 札幌市	865	35 大阪府 東大阪市	192	51 東京都 日野市	122
4 神奈川県 川崎市	851	36 神奈川県 茅ヶ崎市	175	52 東京都 立川市	119
5 福岡県 福岡市	727	37 沖縄県 うるま市	173	53 山形県 山形市	118
6 東京都 世田谷区	688	38 東京都 多摩市	172	54 東京都 京都市	118
7 東京都 練馬区	564	39 東京都 豊島区	171	55 埼玉県 朝霞市	116
8 宮城県 仙台市	498	40 大阪府 茨木市	165	56 東京都 小金井市	115
9 沖縄県 那覇市	493	41 沖縄県 糸満市	156	57 静岡県 浜松市	115
10 東京都 足立区	485	42 千葉県 柏市	154	58 沖縄県 八重瀬町	111
11 兵庫県 神戸市	481	43 千葉県 船橋市	152	59 東京都 東久留米市	107
12 東京都 八王子市	468	44 東京都 葛飾区	145	60 東京都 墨田区	104
13 神奈川県 相模原市	460	45 埼玉県 さいたま市	143	61 東京都 武蔵野市	104
14 東京都 町田市	435	46 東京都 中野区	135	62 埼玉県 川口市	103
15 大阪府 堺市	431	47 大阪府 高槻市	134	◎合計(待機児童100人以上)	18,650
16 東京都 大田区	396	48 東京都 小平市	133		



# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の拡充強化について

○「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、待機児童解消の取組を加速するため、平成23年度第4次補正予算案での「安心子ども基金」の積み増し・延長に伴い、従来から実施している施設整備費支援と併せて運営費支援についても基金で実施することとし、事業内容の拡充強化を図る。（4次補正予算成立後、実施。）

平成23年度

待機児童10人以上の自治体で実施

拡充強化

待機児童がいる全ての自治体で実施

4次補正予算案

## 【実施内容】

- 保育所緊急整備事業
  - ・保育所を整備する際の補助率高上げ
  - ・土地借料の補助の創設
- 賃貸物件による保育所整備事業
  - ・賃貸物件を活用する際の補助率高上げ
- 家庭的保育改修等事業
  - ・家庭的保育を実施する場合の賃貸料・改修費等の補助率の引上げ

(施設整備費支援)  
【安心子ども基金】

【安心子ども基金】の中で一体的に実施

## 【実施内容】

- グループ型小規模保育事業
  - 複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施する事業
- 認可外保育施設運営支援事業
  - 最低基準を満たす認可外保育施設に対する運営費補助

(運営費支援)  
【子育て支援交付金】

※子育て支援交付金事業については、追加協議を受付中（1月27日まで）。積極的な活用をお願いしたい。

## 【施設整備費支援の充実】

- 保育所緊急整備事業
  - 左記に加え、
  - ・「定員要件30名まで → 定員要件撤廃」及び
  - ・「地域の余裕スペースの活用（公的施設に限定） → 民間施設も可」
- 賃貸物件による保育所整備事業
  - 左記に加え、
  - ・「定員要件30名まで → 定員要件撤廃」及び
  - ・「地域の余裕スペースの活用（公的施設に限定） → 民間施設も可」
- 家庭的保育改修等事業
  - 左記に加え、
  - ・「地域の余裕スペースの活用（公的施設に限定） → 民間施設も可」

## 【運営費支援の充実】

- グループ型小規模保育事業
  - ・左記に加え、緊急時の安全対策等を管理する保育事業管理者（主任保育ママ）の配置のための経費を補助
- 認可外保育施設運営支援事業
  - ・左記に加え、事業実施のための準備等が可能となるよう開設準備経費（人件費等）を補助
- 「地域型保育・子育て支援モデル事業」の創設
  - 市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するとともに、各市町村に子育て当事者が参画し、政策効果の検証や事後評価を行う「地方版子ども・子育て会議」を設置。

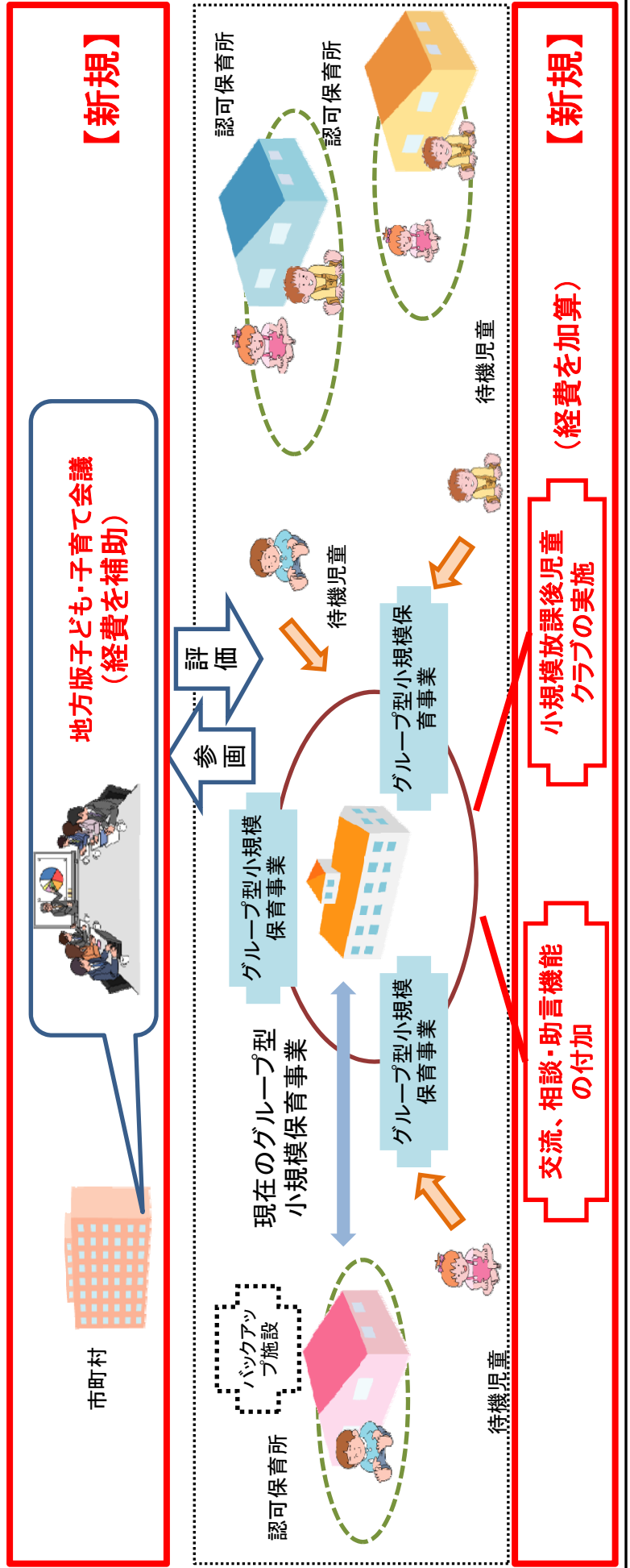
# 「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

## 【大都市モデル】（待機児童を50人以上抱える特定市町村などを想定） ※25市町村程度

- 待機児童を多く抱える人口集中地域において、現在、実施している「グループ型小規模保育事業」をベースとして実施する。
- 具体的には、下記の補助により、住民の多様なニーズにきめ細かく応えとともに、新たに配置された職員との連携・協力により、「グループ型小規模保育事業」の円滑な実施を図る。

- ① 子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置する経費
- ② 「交流、相談・助言機能」や「小規模放課後児童クラブ」（10人未満）を併せて設置するのに必要な経費

### ＜イメージ＞



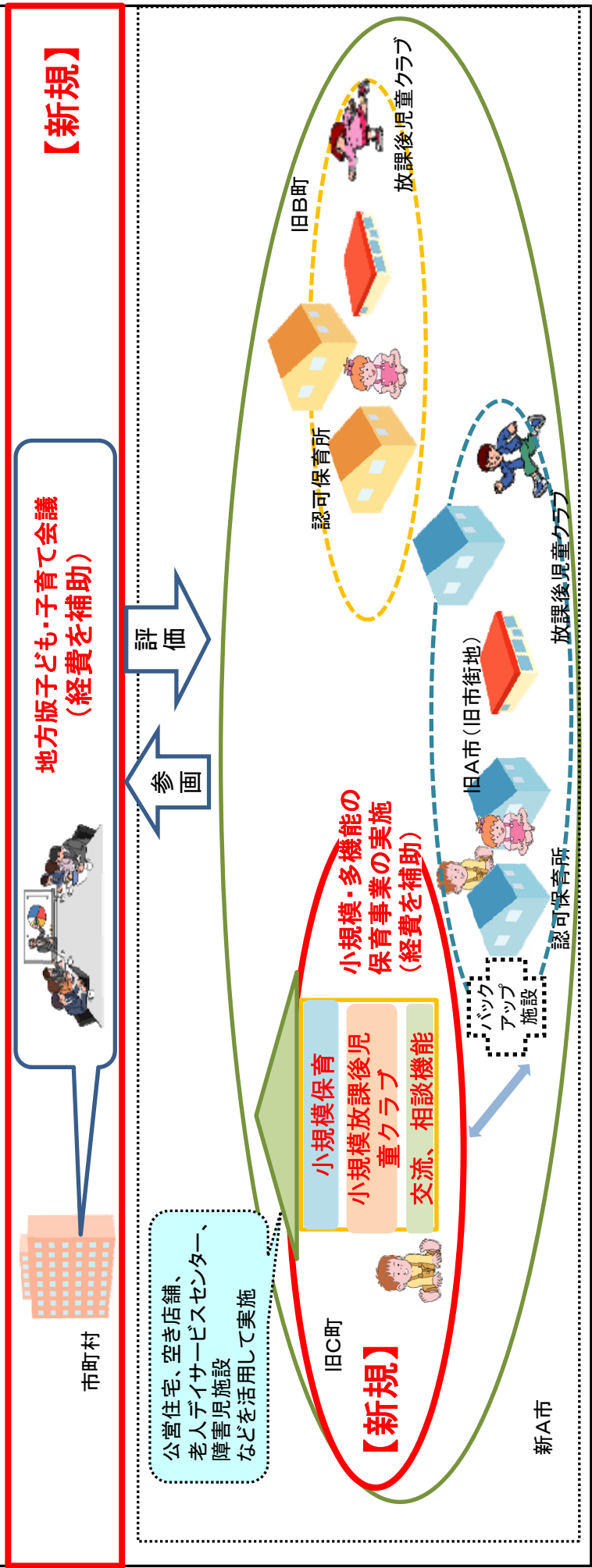
## 【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10名未満）」の機能も持たせるとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

＜イメージ＞



# 社会的養護の充実

○平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置して、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、できるものからすぐに実施するとともに、同年7月に、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

○これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

## 平成23年の主な実施事項

4月

- ・当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）
- ・里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（同上）
- ・国連の児童の代替的養護に関する指針の仮訳を作成周知（同上）

6月

- ・児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日）

7月

- ・子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）
- ・妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備の通知（7月27日）

8月末～

- ・5種類の施設運営指針及び里親等養育指針の策定、第三者評価ガイドラインの改正、里親支援の充実について、6つのワーキングによる検討を開始

9月

- ・社会的養護の課題と将来像に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
  - ・施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
  - ・社会的養護の施設の第三者評価の義務化
  - ・親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
  - ・自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し

10月

- ・平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給
- ・児童福祉施設最低基準の条例委任化の基準の策定（10月7日公布）

12月

- ・措置延長の積極的活用、措置継続、再措置等の実施の通知（12月28日）

## 平成24年の当面の予定

2月

- ・施設長研修の第1回実施（5種別合同2/28,29、情短2/9,10）

3月末

- ・施設運営指針及び里親等養育指針の策定
- ・社会的養護の第三者評価基準のガイドラインの改定
- ・里親委託ガイドライン等の改正（里親支援等関係）
- ・ファミリーホームの要件の明確化

4月～

- ・平成24年度予算事項の実施
  - ・人員配置の引上げ
  - ・家庭的養護の推進
  - ・里親委託・里親支援の推進
  - ・被虐待児童等のケアの充実
  - ・自立支援の充実
- ・第三者評価の義務化の施行
- ・児童虐待防止等のための親権制度改正の施行（民法及び児童福祉法）

# 社会的養護の平成24年度予算事項

## (1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

○社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年(児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年)に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。(改善内容は別紙)

## (2) 施設における家庭的養護の推進

○施設の小規模化の推進： 施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する。

- ・小規模グループケア(713か所→743か所) ※23年10月実績650か所
- ・地域小規模児童養護施設(210か所→240か所)
- ・全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置(160か所→743か所)

○グループホーム等の賃貸料の算定： 施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合には、建物の賃貸料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定する。

## (3) 里親支援等の推進

○里親支援専門相談員の配置： 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置。

○ファミリーホームの賃貸料の算定： 里親委託を推進するため、賃貸物件を活用し実施する場合には、建物の賃貸料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定。

○里親支援機関連事業の推進： 里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関連事業を推進する。

○調査研究事業の実施： 里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取り組みの向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関連事業を対象に調査・研究を行う。

#### (4) 被虐待児等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大： 虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 乳児院の被虐待児個別対応職員の全施設化： 虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院の被虐待児個別対応職員を全施設に配置。
- 一時保護の充実： 里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給。
- 児童家庭支援センターの推進： 相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進とともに、心理療法担当職員の配置を推進
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大：  
民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設での勤務経験を追加する。看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できるようにする。
- 児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等（通所部）利用  
児童養護施設の入所児童について、必要な場合に、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部の利用を可能とする。

#### (5) 要保護児童の自立支援の充実

- 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善：  
児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）。
- 自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善：  
児童養護施設等や里親等の措置児童の自立支援のため、就職や進学に役立つ資格取得等の経費を支給（55,000円）。
- 母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設：  
母子生活支援施設の入所児童に対し、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に進学した場合の入進学等支度金等を支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）。
- 自立援助ホームの設置推進等： 自立援助ホームの設置推進（93か所→115か所）を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

#### (6) 施設運営の質の向上

- 第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定： 施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定（1回30万円を限度）する。

# 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員  
の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準(条例の基準)の改正については、適切な時期に実施予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: $\frac{1}{7}$ :1 1・2歳児: $\frac{2}{1}$ :1 3歳以上幼児 小学校以上	児童指導員・保育士 0・1歳児: $\frac{1}{6}$ :1 2歳児: $\frac{2}{1}$ :1 3歳以上幼児 小学生以上: $\frac{5}{5}$ :1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: $\frac{1}{7}$ :1 2歳児: $\frac{2}{1}$ :1 3歳以上幼児: $\frac{4}{1}$ :1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: $\frac{1}{6}$ :1 2歳児: $\frac{2}{1}$ :1 3歳以上幼児: $\frac{4}{1}$ :1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 児童自立支援専門員・児童 生活支援員 $\frac{5}{1}$ :1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 児童自立支援専門員・児童 生活支援員 $\frac{4}{5}$ :1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 児童自立支援専門員・児童 生活支援員 心理療法担当職員 3:1 7:1 10:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 $\frac{5}{1}$ :1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 $\frac{4}{5}$ :1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 $\frac{20}{20}$ 世帯未満1人 $\frac{20}{20}$ 世帯以上2人 少年指導員 20世帯未満1人 20世帯以上2人	母子支援員 10世帯未満1人 $\frac{10}{10}$ 世帯以上2人 $\frac{20}{20}$ 世帯以上3人 少年指導員 20世帯未満1人 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人	昭和57年

# 里親支援の体制の充実方策について

## (1)里親委託推進の方策

- ・ 良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・ 里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2)里親支援の重要性

- ・ 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもも多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。
- ・ そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・ 委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
- ・ 委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・ 里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・ レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

### (2)(1)を実行するための体制整備

- ・ 児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・ 里親支援機関事業の里親委託等推進員
- ・ 児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成24年度新規)
  - 定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。
- ・ このため、定期的な会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

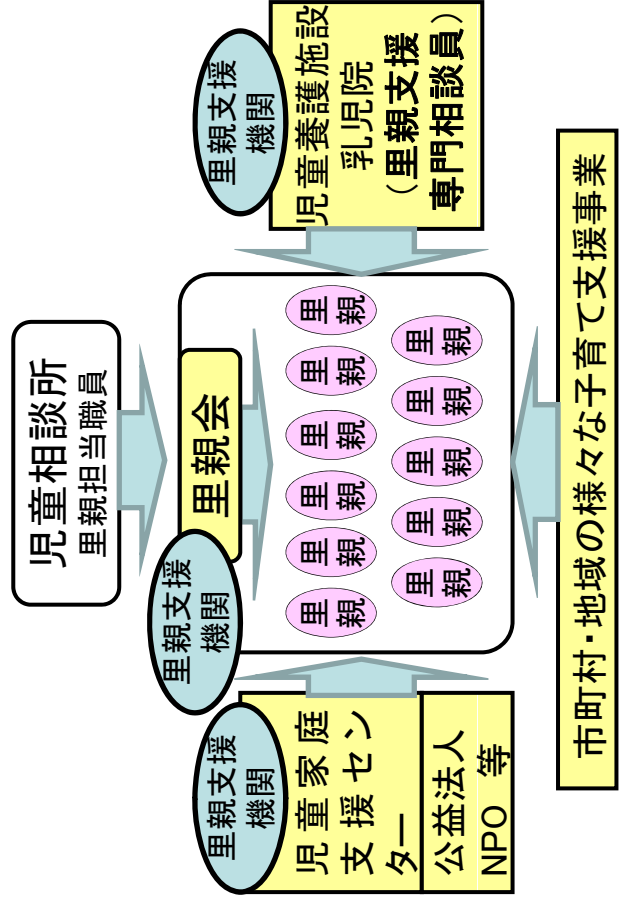




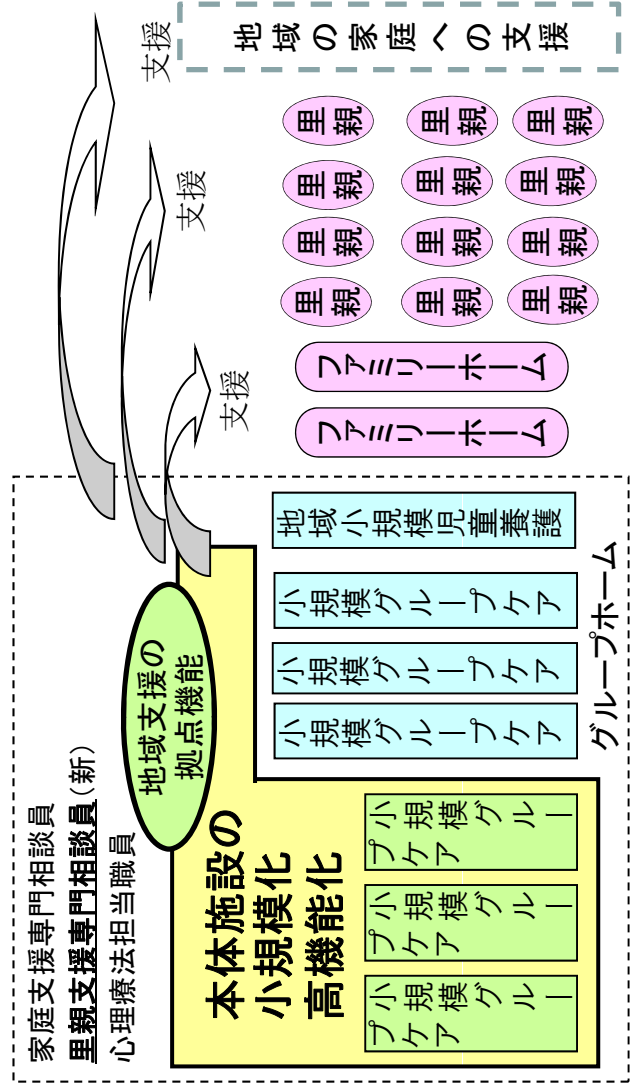
# 里親支援専門相談員について

- 〔趣旨〕・施設に地域支援の拠点機能を果たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人材〕・家庭支援専門相談員(社会福祉士、施設で5年以上勤務した者、又は児童福祉司資格のある者)を満たし、里親養育に理解があり、ソーシャルワークの視点を持つ人
  - ・実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見直し、里親ファミリーソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役割〕・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援(児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。)
- 〔活動〕・施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。施設の視点から離れ、里親と子どもとの視点に立つ。
  - ・児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
  - ・児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置〕・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。(里親支援機関には、児童福祉法上の守秘義務が課せられる。)
- ・児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

## 多方面からの里親支援と里親支援機関の役割



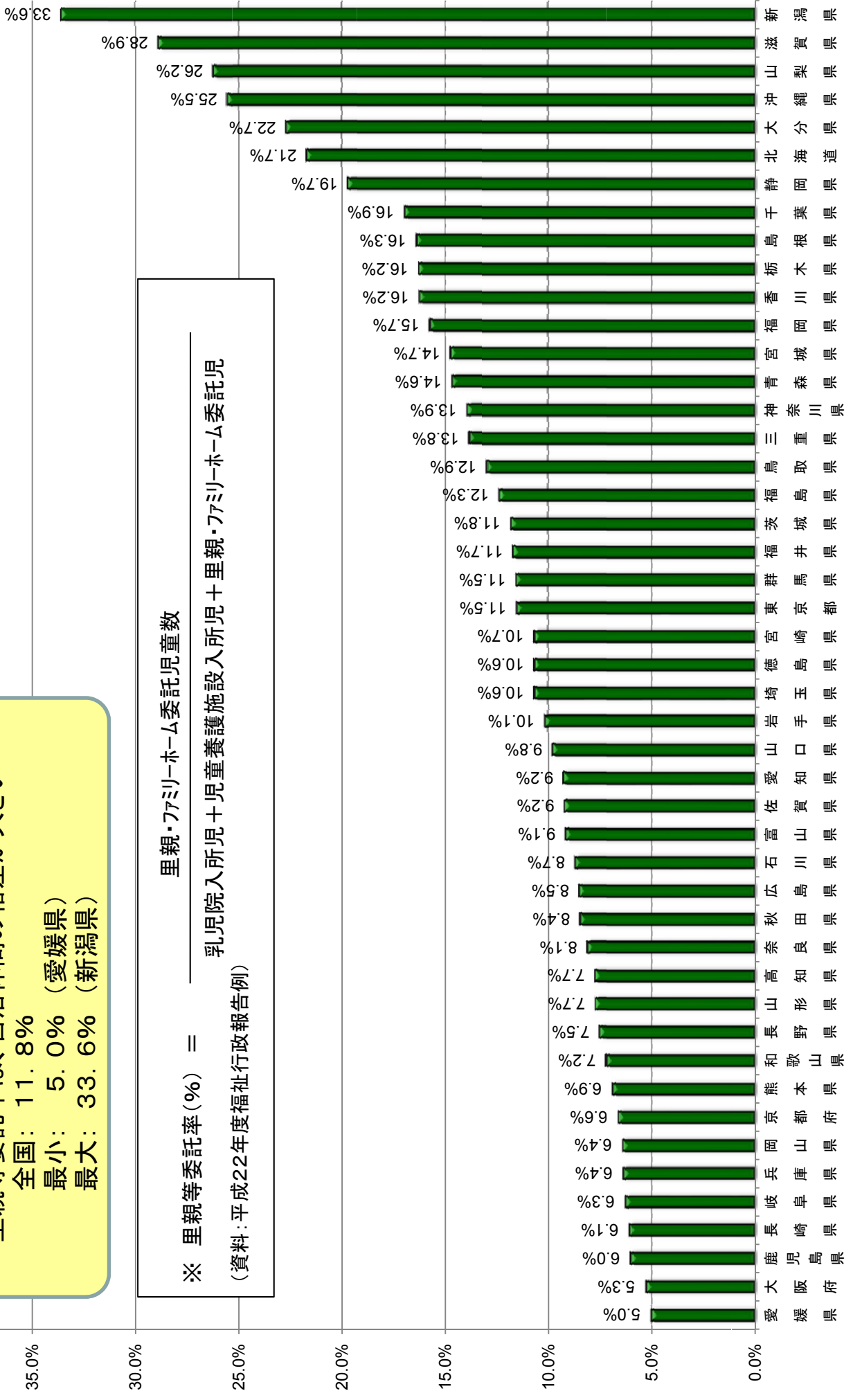
## 施設の小規模化・地域分散化と地域支援機能の充実



# 都道府県別の里親等委託率の差

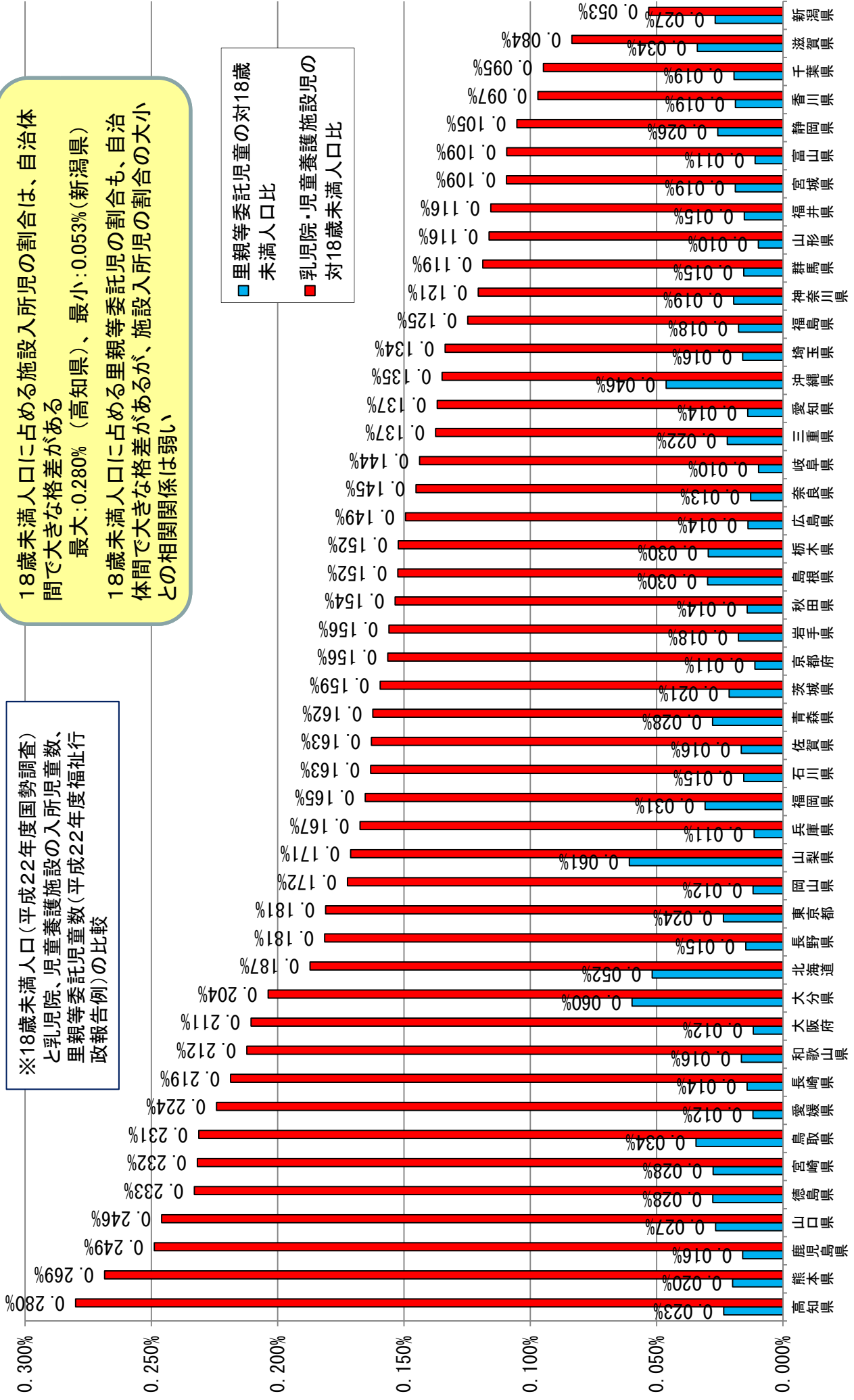
## ①47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい  
 全国: 11.8%  
 最小: 5.0% (愛媛県)  
 最大: 33.6% (新潟県)



※ 里親等委託率(%) = 里親・ファミリーホーム委託児童数 / 乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児 (資料:平成22年度福祉行政報告例)

## ②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



# 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

○最近6年間で、福岡市が6.9%から23.5%へ増加するなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。  
 ○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

	増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
		平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	6.9%	23.5%
2	大分県	7.4%	22.7%
3	福岡県	4.0%	14.3%
4	香川県	6.5%	16.2%
5	静岡県	10.6%	19.7% (静岡市・浜松市分を含む)
6	滋賀県	20.3%	28.9%
7	山梨県	17.8%	26.2%
8	栃木県	7.9%	16.2%
9	佐賀県	1.2%	9.2%
10	新潟県	26.4%	33.6% (新潟市分を含む)

# 施設運営等指針の策定と第三者評価ガイドラインの改定について

○平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」で、各種別の指針の作成と第三者評価の義務化を盛り込み、9月に、社会的養護の施設で第三者評価を義務化するよう児童福祉施設最低基準を改正した(24年4月施行)  
(3年に1回以上の受審と公表を義務づけ。また、受審費用は1回30万円を措置費に算定)

○このため、8月末から、6つの指針ワーキングを設けて、指針案及び第三者評価基準ガイドラインの改正案を検討中

- (1) 施設運営指針等の策定 (本年3月予定)
    - ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定予定
  - (2) 施設の第三者評価ガイドラインの改定
    - ・ 共通評価項目の「児童入所施設版」及び内容評価項目の「児童養護施設版」「乳児院版」「情緒障害児短期治療施設版」「児童自立支援施設版」「母子生活支援施設版」を改定予定 (本年3月予定)
- 平成24年度前半を目的に、各都道府県における評価基準の改定を行うとともに、評価機関の研修を行い、義務化実施の準備を行い、平成24年度後半から、評価の実施ができるようにする。

## ＜施設運営指針、里親等養育指針＞

### 社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会

委員長: 柏女 霊峰 淑徳大学教授

### 施設運営指針等ワーキング全体会合

柏女 霊峰 委員長 + 6WG座長

### 施設運営指針・里親等養育指針ワーキンググループ (◎は座長)

- 児童養護施設WG (◎桑原 教修(全国児童養護施設協議会副会長)、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子(全国乳児福祉協議会副会長)、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治(全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長)、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁(国立武蔵野学院院長)、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治(全国母子生活支援施設協議会副会長)、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇(全国里親会副会長)、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、卜蔵康行、宮島清、横堀昌子)

## ＜第三者評価基準ガイドライン＞

### 福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会(全社協)

委員長: 江草 安彦 社会福祉法人旭川荘名誉理事長

### 社会的養護施設関係分科会

分科会長: 石井哲夫(児童部会長、社会福祉法人嬉泉常務理事)

十 福田敬 第三者評価基準部会長十 施設5WG座長